



こんにちは赤ちゃん

6月議会

議案 12 件・報告 2 件は原案のとおり可決されました

議案とその結果

6月定例会に提出された議案12件、報告2件は原案のとおり可決されました。

条例など

議案第71号 南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部改正により、個人住民税における住宅ローン特別控除を創設するなど、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

《市民税関係》

1. 個人住民税における住宅ローン特別控除の創設

(1) 対象者 平成21年度以降の所得税の住宅ローン控除の適用者（平成21年から平成25年までの入居者）

(2) 控除額 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、当該年分の所得税の課税所得等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9万7千500万円）を限度に控除

(3) 施行日 平成22年1月1日

2. 上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の延長

(1) 施行日 平成22年1月1日

3. 土地等の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

(1) 施行日 平成22年4月1日

《固定資産税関係》

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続

(1) 施行日 公布の日（平成21年4月1日から適用）

議案第72号 南相馬市税特別措置条例の一部を改正する条例制定について

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、適用期間を延長するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1. 適用期間の延長

(1) 適用期間 平成21年3月31日まで→平成23年3月31日まで

(2) 施行日 公布の日（平成21年4月1日から適用）

議案第73号 南相馬市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部改正により、土地に係る都市計画税の負担調整措置を継続するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1. 負担調整措置の継続

(1) 平成21年度から平成23年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について継続する。

(2) 負担水準が一定割合未満の土地について、前年度課税標準額に評価額の5%を加算する。

2. 施行日 公布の日（平成21年4月1日から適用）

議案第74号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法等の一部改正により、介護納付金に係る課税限度額等を改定するとともに、国民健康保険税のあん分率の

◆課税限度額

区分	改正後	現行
医療分	47万円	47万円
後期高齢者支援金分	12万円	12万円
介護分	10万円	9万円
計	69万円	68万円

◆調定額の比較

	改正後		現行		増減	
	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
医療分	60,458円	117,705円	58,460円	117,786円	1,998円	△81円
後期高齢者支援金分	18,659円	36,327円	18,695円	37,667円	△36円	△1,340円
介護分	20,129円	26,829円	20,449円	27,471円	△320円	△642円
計	99,246円	180,061円	97,604円	182,924円	1,642円	△2,063円

基礎数値の確定に伴い、課税額を改定するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

(1) 課税限度額 68万円を69万円に引き上げ

(2) 施行日 公布の日（平成21年4月1日から適用）

議案第75号 南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
出産育児一時金の支給額を引き上げる特例措置を設けるた

め、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1. 出産育児一時金の引き上げ

(1)対象者 平成21年10月から平成23年3月までの間に出生した被保険者又は被保険者だった者

(2)支給額 35万円⇒39万円
(4万円引き上げ)

※産科医療補償制度に加入している病院・診療所等
で出産した場合は3万円加算されるので、その場合の支給額は「42万円」となる。

2. 施行日 平成21年10月1日

議案第79号〜第82号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 小林 清子 原町区 新任
- 高田 求幸 原町区 再任
- 星見 全英 原町区 再任
- 山田 耕二 鹿島区 新任

第二回臨時会

平成21年第3回臨時会は、

5月26日に開かれました。本臨時会では、議案10件(条例関係5件、予算関係2件、契約関係2件、その他1件)、報告1件(専決処分2件)が審議され、すべて原案のとおり可決されました。

議案第61号 南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

福島県人事委員会勧告に準じ、一般職員及び再任用職員の平成21年6月の期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を暫定的に凍結するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

(1)期末手当の支給月数の一部凍結

・一般職員 支給月数1.40月を1.25月とする(0.15月分凍結)。
・再任用職員 支給月数0.75月を0.70月とする(0.05月分凍結)。

(2)勤勉手当の支給月数の一部凍結

・一般職員 支給月数0.75月を0.70月とする(0.05月分凍結)。
・再任用職員 支給月数0.35月を0.30月とする(0.05月分凍結)。

(3)施行日 公布の日

※今回の措置による凍結分に相当する期末・勤勉手当の取り扱いについては、福島県人事委員会が別途勧告する必要とする。(議会議員、特別職、教育長の期末手当についても同様とする。)

議案第62号 議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第64号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

福島県人事委員会勧告に準じ、平成21年6月の期末手当の支給月数の一部を暫定的に凍結するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

(1)期末手当の支給割合の変更

・議長、副議長及び議員 支給月数1.60月を1.45月とする(0.15月分凍結)。
・市長、副市長 支給月数1.60月を1.45月とする(0.15月分凍結)。
・教育長 支給月数1.60月を1.45月とする(0.15月分凍結)。

(2)施行日 公布の日

議案第65号 平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間における市長、副市長及び教育長の給料の減額に関する条例の一部を改正する条例制定について

小高区における固定資産税に係る課税誤りに対する監督者責任として、平成21年6月1日から8月31日までの間、市長の給料月額額の10分の1を減額するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

(1)市長の給料月額額の減額

市長の給料月額を、平成21年6月から8月までの3ヶ月間、改正前の減額条例により算出した額からさらに10%減額する。
・特別職給与条例の支給額 100万円
・減額条例による減額後 85万円
(15%減額)

・本条例による減額後 76万5千円
(さらに10%減額)

【反対討論】

本来徴収されるべき2千100万円強の税収について、市民が損なった税収を何らかの形で対応をすべきと思う。市長の給料減額にはならないと思ひ、この件について再提案を求め、反対する。

市長が、監督責任を感じ自らに対し処分を科すのであれば、副市長についても、自主返納ではなく応分の処分が

あつてしかるべきと思う。対応に疑問が残ることから反対する。

【賛成討論】

今回の件は、合併前から小高区は鹿島・原町と異なつた評価をしていたことが背景にあり、減免の判断は十分理解できる。市長・副市長の対応は適切であつたと考え賛成する。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第68号 工事請負契約の締結について

【主な内容】

(1)契約の目的 広域消防小高分署建築主体及び小高区役所屋外付帯整備工事

(2)契約の相手方 株式会社中里工務店

(3)契約の金額 2億475万円

議案第69号 工事請負契約の締結について

【主な内容】

(1)契約の目的 原二小屋内運動場改築建築主体工程

(2)契約の相手方 庄司建設工業株式会社

(3)契約の金額 2億4千990万円